

D 4 - 6

5 年 保 存 (常)
(平成34年12月31日まで)

F N . D 4 - 4 - 0

鹿 免 管 第 4 3 4 号

平 成 2 9 年 3 月 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	講習指導係	TEL	■■■■■■■■■■
----	-------	-----	------------

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等実施要綱の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第3号に定める運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習（以下「停止処分者講習」という。）については、「運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等実施要綱の制定について（通達）」（平成27年6月8日付け鹿免管第1071号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、準中型自動車が新設されることから、別添のとおり「運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等実施要綱」を改正したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は平成29年3月12日から施行し、旧通達は平成29年3月11日限り廃止する。

別添

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等実施要綱

第1 目的

この要綱は、運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号。以下「規則」という。）に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う停止処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 講習の委託

1 委託の基準

公安委員会が講習の委託を行う機関又は団体（以下「受託者」という。）は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3に規定する基準及び規則第5条に規定する要件に適合する者とする。

2 委託契約

規則第5条に規定する講習の委託契約は、次の内容等によるものとする。

(1) 契約の基本的内容

講習の委託契約は、規則第9条に規定する講習の内容、規則第10条に規定する講習の方法等、規則に定める委託契約に必要な事項のほか、規則第5条第2項各号に掲げる条件及びおおむね次の事項を内容とする。

ア 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

イ 講習指導員は、講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

ウ 受託者は、講習指導員が免許の取り消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

受託者は、講習指導員を解任又は業務停止したときは講習指導員解任（業務停止）届出書（別記第1号様式）を提出するものとする。

エ 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうときは、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託契約を解除することができること。

オ その他講習の適正な実施に必要な事項

(2) 講習用教材の整備

府令第38条第3項第3号に定める教材については、以下のとおりとする。

ア 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、別紙の内容について正確にまとめられた停止処分者講習にふさわしい教本及び地域の交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備すること。

また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

イ 自動車等

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、自動車等を運転させることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車指導」という。）を適正に実施するため、普通自動車以上の車両による講習については、マニュアル式又はオートマチック式の普通自動車で補助ブレーキ等の装置を装備したも

の、自動二輪車の講習についてもマニュアル式又はオートマチック式のもの、原動機付自転車による講習については、原則として、スクータータイプのものを必要数整備すること。

ウ 自動車等の構造見本

エ 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等の適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）の実効が期されるよう四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用のものを必要数整備すること。

オ 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を備え付けること。

3 講習施設

所要の受講者を収容できる必要な教材を整えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保すること。

4 講習指導員等

(1) 講習指導員の選任

停止処分者講習を行う講習指導員は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第7条第2項及び規則第5条第2項第3号に規定する講習指導員の要件を満たす者で、受託者が適任と認めるものを講習指導員に選任するものとする。

なお、講習規則第7条第2項各号のうち、同項第3号及び第4号に掲げる者はそれぞれ次に掲げるものをいう。

ア 講習規則第7条第2項第3号に掲げる者は、次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

a 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

なお、「運転適性指導に関する業務」としては、運転適性指導以外に次の業務が該当する。

(a) 「指定自動車教習所等の教習の標準」における学科教習(第2段階)「5適性検査結果に基づく行動分析」の教習

(b) 初心運転者講習における運転適性検査

(c) 運転免許試験場の運転適性検査所等における自動車等の運転に必要な適性に関する調査・指導

(d) 従来 of 停止処分者講習に係る講習指導員の業務

b 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、aに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

なお、「公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、aに掲げる者

と同等以上の技能，知識及び経験を有すると認める者」には，次の者が該当する。

- (a) 取消処分者講習指導員専科を修了し，取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
 - (b) 中堅運転適性検査指導者専科を修了（平成12年度まで実施していた「新任運転適性検査指導者専科」又は「運転適性専門官専科」を修了した者を含む。）し，運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者
 - (c) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修，取消処分者講習指導員（警察）研修，運転適性講習指導員研修，違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
 - (d) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが，運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で，公安委員会が行う所要の講習を受けたもの
- (イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し，次のいずれかに該当する者であること。
- a 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け，自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し，自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し a 又は b に掲げる者と同等以上の技能，知識及び経験を有すると認める者
なお，cの「公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し a 又は b に掲げる者」としては，次のようなものが相当する。
- (a) 普通自動車に係る教習指導員資格者証を有し，自動車安全運転センターが実施する大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し，自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - (b) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証を有し，自動車安全運転センターが実施する普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了し，自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - (c) 白バイ若しくは交通取締り用パトカーの乗務員又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が相当期間ある者で適任なもの
 - (d) 運転免許試験場等で技能試験官としての経験が相当期間ある者
取消処分者講習指導員専科を修了し，取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者
 - (e) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修，取消処分者講習指導員（警察）研修，運転適性講習指導員研修，違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者

イ 講習規則第7条第2項第4号に掲げる者は、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者であること。

なお、「公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者」としては、次のものが該当する。

a 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験が相当期間ある者

b 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験が相当期間ある者

(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を終了した者

(2) 指導員の資質の向上

受託者は、講習指導員に対する教養及び研修会を随時開催して、知識、教育能力の向上に努めるものとする。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術を習得させるものとする。

5 講習用教材

府令第38条第3項第3号に定める教材について、次のように整備するものとする。

(1) 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、別紙の内容について正確にまとめられた講習にふさわしい教本及び本県の交通実態に関する内容の資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するものとする。

また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備するものとする。

(2) 自動車等

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコースにおける自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、所要の自動車及び原動機付自転車を必要数整備するものとする。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

(3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、形式認定を受けたものなどの適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」

という。)が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備するものとする。

なお、降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な期間(季節)のある地域においては、代替の措置が執れるようその整備に努めるものとする。

(4) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導(以下「器材使用による指導」という。)が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度並びに正確性を検査する器材を備え付けるものとする。

6 安全運転学校等の施設及び備付け器材等の整備

安全運転学校及び安全運転教室の開設に当たっては、次の施設等について整備するものとする。

(1) 安全運転学校

安全運転学校は、次に示す教場等を整備するものとし、受託者において、鹿児島県交通安全教育センター及び鹿児島県運転技能向上センターの施設を利用して開設することができる。この場合においても、講義等に関する講習を行う普通教場については、講習専用の教場とする。

ア 普通教場

(ア) 停止処分者講習及び別に定める違反者講習の学級編成に応じた施設として整備するものとする。

(イ) プロジェクタ等の投影器材、又はテレビ及びDVDプレーヤー等の視聴覚器材を備え付けるものとする。

イ 機器検査室

機器検査室には、次の運転適性検査器材を備え付けるものとする。

(ア) 視覚刺激反応検査器

(イ) 動体視力検査器

(ウ) 夜間視力検査器

ウ 運転シミュレーター室

受講者数に応じて必要な数の四輪車用及び自動二輪車用の運転シミュレーターを整備するほか、原動機付自転車用の運転シミュレーターの整備に努めるものとする。

エ 実車指導用コース

コースは、鹿児島県運転技能向上センター、指定自動車教習所及び届出自動車学校の施設の借上げによることができるものとする。

オ 実車指導用車両

次の車両を受講者数に応じて必要な数備え付けるものとする。

(ア) 普通自動車

(イ) 普通自動二輪車

(ウ) 原動機付自転車

(2) 安全運転教室

安全運転教室は、県内の離島に居住地を有する者の利便性等を考慮し、停止処分者講習のうち短期講習及び別に定める違反者講習を行う施設として設けるもの

とするが、受託者において県内の離島の必要な地域の指定自動車教習所及び届出自動車学校の施設を借り上げて設けることができる。

7 事故防止対策

受託者は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車(自動二輪車及び原動機付き自転車をいう。以下同じ。)の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクタ、手袋等を確実に着用させるほか、講習中の事故に関し、対人等の保険に加入するものとする。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団指導を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

第3 講習対象者等

1 講習対象者

講習の対象となる者は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第3号に掲げる次のいずれかに該当する者で、府令第18条の3の規定による処分通知を受けたものをいう。

- (1) 運転免許の保留処分を受けた者(法第90条第1項ただし書)
- (2) 運転免許の効力の停止処分を受けた者(法第90条第5項又は法第103条第1項若しくは第4項)
- (3) 6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止処分を受けた者(法第107条の5第1項又は第9項において準用する第103条第4項。)ただし、法第90条第1項第1号から第3号まで若しくは第7号(運転免許試験に合格した者が精神病等政令で定める病気にかかっている者やアルコール中毒者等)、法第103条第1項第1号から第4号(免許を受けた者が精神病等政令で定める病気にかかっている者やアルコール中毒者等)又は法第107条の5第1項第1号(国際運転免許証等を所持する者が精神病等政令で定める病気にかかっている者やアルコール中毒者等)に該当することを理由として処分を受けた者及び法第102条の2(軽微違反行為をした者の受講義務)の受講期間に講習を受けなかった者を除く。

2 受講者

受講者は、上記講習対象者のうち、規則第2条第2項に規定する講習申出書(規則別記様式。以下同じ。)により講習の受講を申し出たものをいう。

- (1) 公安委員会は、講習の期日、時間その他必要な事項は受託者及び離島を管轄する警察署長に対してあらかじめ通知するものとする。
- (2) 講習の申出は、講習申出書に、鹿児島県手数料徴収条例(平成12年条例第11号)等に定められた講習手数料(鹿児島県収入証紙)を添えて、講習当日に行うものとする。

3 講習の実施区分

講習は、免許の保留等の期間(以下「処分期間」という。)が40日未満の者に係る講習(以下「短期講習」という。)、処分期間が40日以上90日未満の者に係る講習(以下「中期講習」という。)及び処分期間が90日以上の方に係る講習(以下「長期講習」という。)に区分し、原則としてそれぞれの区分別に行うものとする。

4 講習時間及び実施期間

講習時間及び実施期間は、講習区分ごとに規則第3条第1項に掲げる表のとおりとする。

5 講習場所

講習場所は、鹿児島県交通安全教育センター若しくは鹿児島県運転技能向上センターに設置した安全運転学校又は受託者が借り上げた指定自動車教習所及び届出自動車学校に設置した安全運転教室のうち、講習区分又は受講者の居住地に応じ公安委員会が指定する場所とする。

6 受託者等に対する講習期日等の通知

交通部免許管理課長(以下「免許管理課長」という。)は、運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規程(昭和40年鹿児島県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。)第4条に基づき、受託者、警察署長及び幹部派出所長に対し、講習の期日、時間その他講習に関して必要な事項をあらかじめ通知するものとする。

7 行政処分の通知及び受講手続き

受講対象者のうち、講習の受講を希望する者については、以下の要領により行政処分の通知、受講手続き等を行うものとする。(「停止処分者講習フローチャート」(別表第1)参照)

(1) 行政処分の通知等、講習実施の教示等

免許管理課長は、運転者管理システムにより、保留又は停止等の処分(以下「行政処分」という。)の基準に該当する旨の通報を受けたときは、自動車等運転免許の効力の停止等に関する取扱規程(平成10年鹿児島県公安委員会規程第1号)第9条の規定により、行政処分の対象者(以下「被処分者」という。)に対し、府令第18条の3に掲げる処分通知書(府令別記様式第13の3又は同第13の4)により当該処分を通知するほか、免許管理課、警察署及び幹部派出所に出頭を求めて行政処分を執行するとともに、講習区分及びこれを受講できる旨等の受講上の注意事項を教示するものとする。

(2) 講習日等の指定

免許管理課長は、行政処分を執行した際は、規則第2条の規定により受講を申し出た被処分者について、講習区分に従い、講習日及び講習場所の指定を行うものとする。

(3) 受講手続

ア 顔写真の提出等

免許管理課長は、講習を申し出た者については顔写真1枚を提出させ、当該顔写真を講習申出書の写真貼付欄に貼付するとともに、写真の貼替防止のための押出スタンプによる検印を行うものとする。

また、当該申出書は、指定された講習日において受講の受付に提出するよう教示するものとする。

イ 受講受付

受講の受付は、受託者において講習日の当日に受講者から申出書の提出及び当該受講者に係る処分通知書の提示を受け、受講区分に従い行うものとする。

ウ 受講者の確認

受託者は、替え玉受講を防止するため、受講者が講習申出書に貼付してある顔写真と同一人物であるかなど、被処分者と受講者との同一性を必ず確認する

ものとする。

エ 講習遅刻者への対応

免許管理課長は、正当な理由がないのに講習開始時刻に遅刻した者については当日の受講を拒否し、改めて、次回の講習日を指定するものとする。

第4 講習の実施

1 講習の方法

講習は、「停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（別表第2）その1「四輪運転者用」及びその2「二輪運転者用」に基づき、本県の交通実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がる内容の講習指導案を作成して行うものとする。

2 学級の編成

(1) 学級の編成の基本

1学級の編成は、講習の実施区分に応じ、規則第4条に掲げる表のとおりとする。

なお、運転適性指導については、原則として1グループ3人以内に細分化して行うものとする。

(2) 講習指導員の配置

講習指導員は、1学級につき1人を、運転適性指導のときは、1グループにつき1人を配置するものとする。

なお、講習指導員を2人以上配置する場合は、主となる講習指導員を指定して行うものとする。

(3) 学級編成の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、規則第3条第2項に掲げる特別学級及び一般学級に分けて行うものとする。

なお、特別学級の対象者は、原則として次の基準により区分するものとする。

ア 二輪学級

主として二輪車を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者

イ 飲酒学級

当該処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者

ウ 速度学級

当該処分の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる受講者

エ その他の特別学級

当該特別学級設置の趣旨に該当する受講者

3 教本

講習に使用する教本は、別紙の内容について、正確にまとめられたものを使用するものとする。

4 運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づいて行うものとする。

(1) 筆記による検査に基づく指導

ア 短期講習

短期講習においては、筆記による検査は「科警研編・運転適性検査82-3」を用いて運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に関し必要な指導助言を与えるものとする。

なお、「科警研編・運転適性検査82-3」の実施要領は「科警研編・運転適性検査82-3実施手引」のとおりである。

イ 中期講習及び長期講習

中期講習及び長期講習においては、筆記による検査は「科警研編・運転適性検査73-2」を用いて検査し、その結果に基づいて安全運転に関し必要な指導助言を与えるものとする。

なお、「科警研編・運転適性検査73-2」の実施要領は「科警研編・運転適性検査73実施手引・改訂版」のとおりである。

(2) 運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について、運転シミュレーターの操作により疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して行うものとする。

なお、運転シミュレーターによる指導は、短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者全員に対して行うものとする。

イ 使用する運転シミュレーターは、保有する免許に応じ、四輪車用、自動二輪車又は原動機付自転車用とする。ただし、原付免許保有者には、原動機付自転車の運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車で代替することができるものとする。

(3) 実車による指導

ア 実車による指導場所等の設定

実車による指導は、コースで実施する。(府令第38条第3項第4号)

この場合における実写指導の内容(以下「講習路」という。)設定については、長期講習及び中期講習においては四輪車により指導する場合は、「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」(別添1)に、二輪車により指導する場合は、「二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」(別添2)に基づき設定するものとし、短期講習においては簡素化したものとする。

イ 使用車両

受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を執ることができる。

(ア) 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(イ) 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(ウ) 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。

(エ) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体に障害を有する者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させるものとする。

ウ 運転行動の診断と指導

運転行動の診断は、検査結果について運転行動診断票（別記第2号様式）を作成して行い、実車よる指導は、この結果により行うものとする。

エ 事故防止

受託者に対しては、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車による運転適性診断に際しては、ヘルメット、手袋等を確実に着用させるほか、講習中の事故に関し、対人等の保険に加入させるものとする。

5 考査の実施

(1) 考査の方法

考査は、講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習全般の内容から一肢の正誤式問題38問及び三肢の正誤式問題2問の計40問を出題し、筆記方式により20分で解答させる方法で行うものとする。

(2) 配点方法

一肢の正誤式問題は1問1点、三肢の正誤式問題は1問2点とする。

なお、三肢の正誤式問題については、三肢に対する解答が全て正解である場合に2点配点することとし、それ以外の場合には配点しないものとする。

(3) 出題基準

考査問題は、四輪運転者用カリキュラムによる場合は講習科目の1から12までの範囲から、二輪運転者用カリキュラムによる場合は講習科目の1から11までの範囲から講習内容に応じて出題するものとする

(4) 改善効果評価上の留意点

改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たっては、次に掲げる具体的行為又は態度が認められ、講習実施中に受講者本人に対して当該行為事実について指摘したときは、「不良」と判断するものとする。

ア 他の受講者に迷惑となる行為

イ 故意に講習の進行を妨げる行為

ウ 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

第5 処分期間の短縮等

1 処分期間の短縮

免許管理課長は、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味し、改善効果の評価して、「処分期間の短縮日数の基準」（別表第3）により処分期間の短縮を行うものとし、規程第10条第1項の規定により短縮期間を決定し、府令第30条の4に規定する運転免許停止処分書（府令別記様式第19の3の3）の運転免許停止期間短縮通知書欄に必要事項を記入して、受講者に交付するものとする。

2 処分期間の短縮を受けない者

規則第16条に掲げる者については、処分期間の短縮は行わないものとする。

3 改善効果評価による短縮日数の加減

受講中に次のような行為があったため、講習指導員から2回以上の注意を受けた者（以下「受講態度不良者」という。）は、規則第19条の規定により、考査成績が「優」の者は「良」、「良」の者は「可」とし、「可」の者は「可」の成績の2分の1としてそれぞれ短縮期間を減ずるものとする。

(1) 他の受講者の迷惑となる行為

- (2) 故意に講習の進行を妨げる行為
- (3) 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

第6 再考査

考査の成績が50パーセント未満の者について、再考査の申出があった場合は、規則第18条に掲げるところにより、再考査を行うものとする。この場合においては、短縮期間が本人の不利にならないように配慮して、その実施の日を講習の日から1週間以内に行うものとする。

第7 再講習

1 受講できる者

規則第17条第1項に掲げる者(講習指定日に受講できなかった者又は講習の全課程を終了せず処分期間を短縮されなかった者)又は同第18条第2号に掲げる(再考査の成績が50%未満の者)は、その申出により再講習を受講できる。この場合においては、既に手数料を徴収した者の再講習については、手数料を徴収しないものとする。

2 処分期間の短縮

再講習を受けた者は、受講態度不良者を除き、規則第18条第3号の規定に基づき考査を行うことなく、処分期間を短縮することができる。

第8 運転免許証返還時の負担の軽減

免許管理課長は、停止期間満了時の運転免許証の返還について受講者の負担軽減に配慮し、免許管理課又は受講者の住居地を管轄する警察署を指定するものとする。

第9 指揮監督等

1 指揮監督

免許管理課長は、規則第6条に規定する受託者の業務に関する指揮監督において、必要があると認めるときは、受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは書類その他の物件を検査するほか、必要な書類の提出等を求めることができる。

2 講習効果の測定

免許管理課長は、講習の効果を測定するため、受講者の受講後の交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

第10 講習の支援

交通課長等の交通幹部は、管内における交通情勢等について情報提供するなど、受託者による講習内容の充実を図るための必要な支援を行うものとする。

別紙

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨，施行の時期，改正内容等について，図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや，交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上，行政上，民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際，刑事裁判例や民事裁判例，保険制度について，図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても，安全な措置が執れるよう，「かもしれない」運転を心掛けること，慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること，道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて，絶えず運転に必要な情報を捉えること，ちょっとした手掛かりを基に，人や自動車等の存在を察知すること，他の自動車等の運転者や歩行者等が，次にどのような行動をするかを，その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角，駐停車車両によって生じる死角，交差点における死角，カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際，死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向，事故原因及び運転特性について，周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際，運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力，②視野，③明度の差，④順応と眩惑)について，イラスト等を用いて解説すること。その際，加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり，動作の正確さが低下したりすることについて，データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

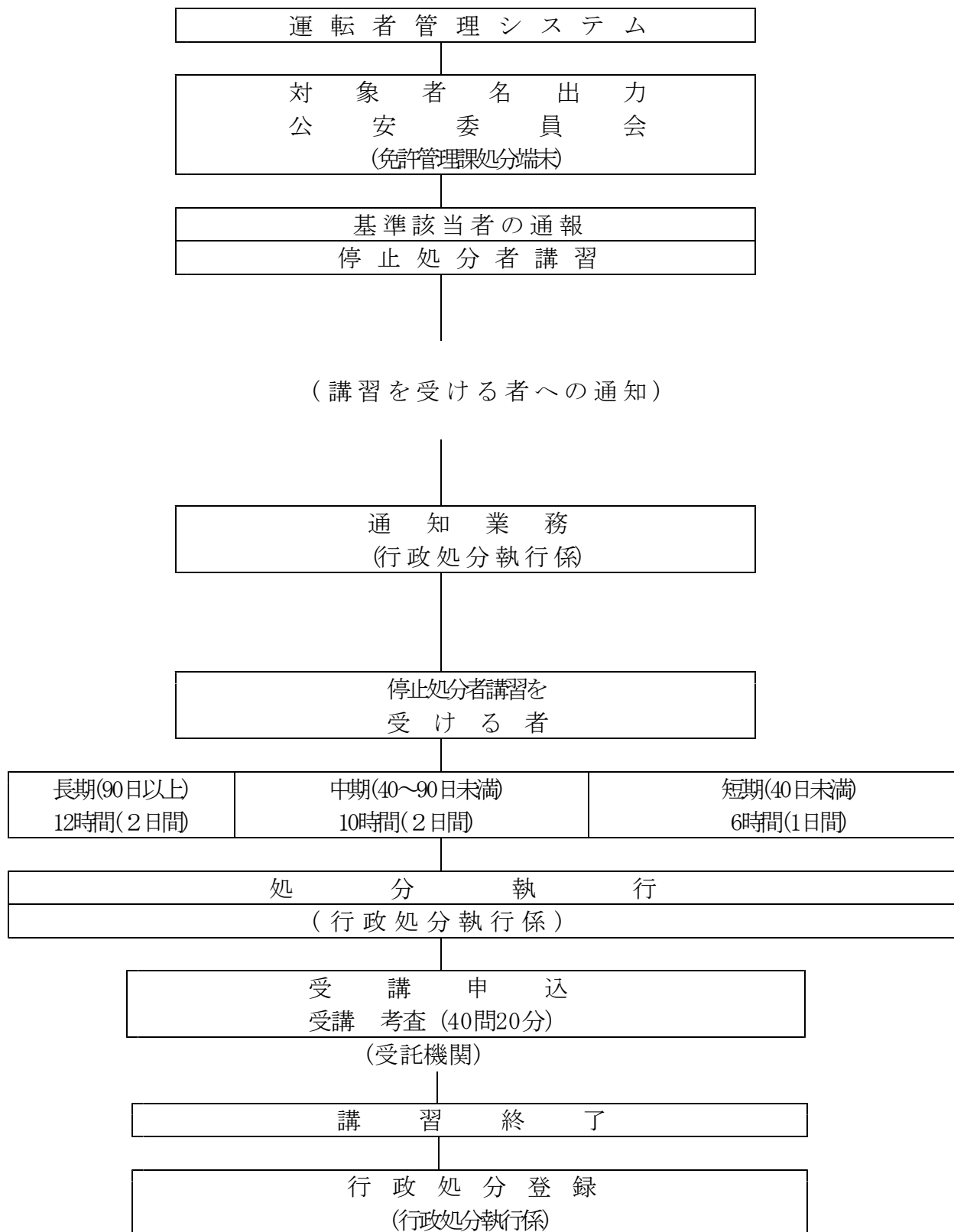
飲酒運転による事故傾向，飲酒運転の危険性及び罰則，飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際，飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

- (1) 運転を始める前に
日常点検項目及び点検要領，運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類，正しい運転姿勢，シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用の義務と効果，使用方法等について，イラスト等を用いて解説すること。
- (2) 歩行者・自転車の保護
歩行者・自転車利用者の行動特性，歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。
- (3) 高速道路の通行
高速走行の危険性，高速道路における安全な通行方法について，イラスト等を用いて解説すること。
- (4) 駐車・停車，自動車の保管場所
駐車・停車が禁止されている場所，駐車・停車の方法，自動車の保管場所の確保について，イラスト等を用いて解説すること。
- (5) 二輪車の特徴
二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について，イラスト等を用いて解説すること。その際，二輪車事故を防止するため，二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。
- 6 事故時の対応と応急救護処置
財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について，イラスト等を用いて解説すること。その際，事故時の対応についても言及すること。
- 7 各種制度
交通反則通告制度，放置違反金制度，点数制度及び講習制度（初心運転者講習，違反者講習，停止処分者講習，取消処分者講習，更新時講習及び高齢者講習）について，図表等を用いて解説すること。
- 8 被害者等の手記
交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再確認させ，安全運転意識の向上に資するような内容の被害者，加害者，被害者遺族等の手記を掲載すること。
- 9 安全運転5則
(1) 「安全運転5則」を記載すること。
 - 安全速度を必ず守る
 - カーブの手前でスピードを落とす
 - 交差点では必ず安全を確かめる
 - 一時停止で横断歩行者の安全を守る
 - 飲酒運転は絶対にしない
- (2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載
その時々の交通情勢で自転車の通行モラル，事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別表第1 (第3の7関係)

停止処分者講習フローチャート



別表第2（第4の1関係） 停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目
その1 四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分	60分	60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当該都道府県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況を重点的に説明し、その関連において交通規制（都市総合交通規制）の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 ア 運転者の社会的責任 イ 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交知道徳の向上に努めること。 ○ 中・長期では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・ 運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ・ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当該都道府県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為を5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分	150分	150分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○ 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるようにその効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 細目(10)「二輪車に対する注意」では、四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。	20分	30分	30分
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分	120分

8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル	講義 教本, 視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに, 運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や, 飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して, 飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに, 科学的な根拠に基づく説明で, 速度の危険性を理解させる。	90分	120分	120分
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本, 運転適性検査器材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し, 結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し, 結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では, 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では, 全員について実施し, 個人別に細部にわたって指導する。	180分	120分	120分
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本, 自動車, 運転シミュレーター, 視聴覚教材等	○ 実習に当たっては, シートベルトを必ず着用させるほか, 履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ, 講習指導員が同乗して運転行動, 事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し, その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ, 交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ, 運転の危険性を診断し, その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では, 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では, 全員について実施し, 個人別に細部にわたって指導する。	120分	150分	150分
11 面接指導		個別的指導 (適宜, ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴並びに運転適性検査と実車指導の結果とを照合して, 特に個々の指導が必要であると認められる受講者については, 個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し, 以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については, グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分	60分	90分
	考 査		○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し, 終了後に正解を説明する。	30分	30分	30分
講習時間合計				360分	600分	720分
				360分	600分	720分

- 備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち, 内の数字は, 飲酒学級又は速度学級の講習時間を示す。
2 休憩時間は, 講習時間以外に適当時間設けること。
3 原則として, AUDITと飲酒・運転の目標の設定は, 長期課程において実施すること。

その2 二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分	60分	60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本, 視聴覚教材等	○ 当該都道府県の実情に応じて交通障害(事故, 騒音, 暴走行為, 生活環境の侵害)の発生状況等を重点的に説明し, その関連において交通規制(都市総合交通規制)の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく, 多角的な分析に基づいて受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故(違反)を起こした運転者の責任		○ 運転免許制度の意義を説明し, 運転者に対する社会の要望について具体的事例, 新聞の社説, 投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任, 民事上の責任及び行政上の責任について, 交通裁判例, 点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し, ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当該都道府県における二輪車事故の典型的(多発)パターンの中から, その原因となった危険行為5~7種を抽出し, 事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性		○ 乗車用ヘルメットの着用については, 実例, 統計等によってその必要性及び効果を強調し, 正しい着用の習慣づけを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。	90分	150分	150分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (2) 歩行者の保護 (3) 速度と車間距離 (4) 追越し (5) 交差点通行 (6) 夜間走行 (7) 気象条件に合わせた運転 (8) 高速道路の通行 (9) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○ この科目の細目は, 実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表(適宜, ディスカッション方式をとる。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させたり, ティーチングマシンの活用等により, 事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ, 正しい運転方法を理解させる。		60分	120分
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本, 運転適性検査器材, 視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し, 結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し, 結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では, 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認められる者について実施する。 ○ 中・長期では, 全員について実施し, 個人別に細部にわたって指導する。	180分	120分	120分
9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導	実技 教本, 自動二輪車	○ 実習に当たっては, 乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか, できる限り手袋, 衣服及び履物に		120分	150分

	ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 オ 終業点検 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	, 原動機付自転車, 運転シミュレーター, 視聴覚教材等	ついても乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認められる者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。			
10 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 本人の違反経歴並びに運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分	60分	90分
	考査		○ 講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する	30分	30分	30分
講習時間合計				360分	600分	720分

備考 休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。

別表第3（第5の1関係）

処分期間の短縮日数の基準

受 講 者		考 査 成 績 別 短 縮 日 数			
処 分 区 分	講 習 区 分	処分日数	優(36点～42点)	良(30点～35点)	可(21点～29点)
免許の効力の停止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
自動車等の運転の禁止	長期講習	90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日
		150日	70日	60日	50日
		180日	80日	70日	60日
免許の保留 免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80%に当たる日数	処分日数の70%に当たる日数
	中期講習	40日～89日	処分日数の50%に当たる日数	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数
	長期講習	90日～180日	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数	処分日数の35%に当たる日数

備 考

- 1 考查成績の優は85%以上の成績，良は70%以上の成績，可は50%以上の成績とする。
- 2 免許の保留及び免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において，1日未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 受講態度不良で改善効果が低いと認めた者については，直近下位の成績に係わる短縮日数を下まわらない限度で当該本人の成績に係わる短縮日数を下まわる短縮を行ってもよい。

別添 1

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道 路 形 状	診 断 の 着 眼 点
コース (長期講習) 所要時間 40分程度 走行距離 おおむね 4 ～ 5 km (中期講習) 所要時間 30分程度 走行距離 おおむね 3 km (短期講習) 所要時間 10分程度 走行距離 おおむね 1 km	1 外周, 外回り 2 外周, 内回り 3 クランク S 字 4 見通しの悪い交差点 直進, 右折, 左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき, 減速調整 飛び出しに対する警戒状況

(注)

- 1 所要時間, 走行距離等は, 受講者 1 人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は, 運転シミュレーターによる指導の時間 (1 人当たり 10 分程度) を除いたものである。
 なお, 所要時間は, 指導の時間を含むものとする。

別添 2

二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道 路 形 状	診 断 の 着 眼 点
コース (長期講習) ・所要時間 40分程度 ・おおむね1～4を 含むこと。 (中期講習) ・所要時間 30分程度 ・おおむね1～4を 含むこと。 (短期講習) ・所要時間 10分程度 ・1～4から2課題 程度	1 慣熟走行 2 目標制動 3 コーナリング 4 スラローム	正しい運転姿勢，基本走行 ブレーキ操作と制動距離 カーブでの進路保持と速度調整 ハンドル操作と速度調整

(注)

- 1 所要時間等は，受講者1人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は，運転シミュレーターによる指導の時間（1人当たり10分程度）を除いたものである。
 なお，所要時間は，指導の時間を含むものとする。

別記

第1号様式（第2の2の(1)関係）

講習指導員解任（業務停止）届出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

受託者名

印

次の者については、運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習の講習指導員解任（業務停止）したので、運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則第5条の規程により届け出を行います。

記

届出番号	
氏名	
理由	

運 転 行 動 診 断 票

所属	氏名	歳	年 月 日実施
年 月 日生		年 月 日 免許取得	
発進時及び その直後の印象			
注意 の 仕 方	視 点	近い, 一点集中, 片寄り, むら	
	状況確認	中途半端, 遅れ, 見落とし, わき見	
	危険予知・	ほとんどなし, 甘い, やや甘い	
運 転 操 作	ハンドル ブレーキ アクセル クラッチ そ の 他	ふらつき, とられ, 遅れ, 急, やや急 遅れ, 急, やや急, 不要, 予告制動, ハンドルブレーキ むら, 急, やや急, エンジンブレーキ 足のせ, 急, 早切り, 不要 全般にあらい, 操作を急ぐ, ドアロック, シートベルト	評 価 値
	走 行 特 徴	合 図 速 度 停 止 行 信 号 標 識・標 示 交 差 点 誘 導 交 差 判 断 弱者保護 危険回避	遅れ, やや遅れ, 忘れ 早すぎ, 徐行せず, 遅すぎ, 流れにのれず 位置出すぎ, 不完全停止, 不停止 無視, 軽視, 見込み発進 無関心, 軽視 右小回り, 左大回り, まごつく, 追い越し, 他車妨害 中央線オーバー, ジグザグ, 走行位置, 通行区分 車間距離, 追い越し, 進路変更, すれ違い 寄りすぎ, 早すぎ, 無関心, 排除 ハンドル, クラクション, 回避せず
性 格 的 特 徴 ・ 運 転 態 度	衝 動 性 攻 撃 性 自己顕示性 気分易変性 神 経 質 抑うつ性 粘 着 性 意志解消 特 異 性	先急ぎ, せっかち, あせる, 軽率 排他, 拒否, 無視, わがまま かっこうをつける, あえて無理をする 調子っぽい, 気分左右される, すぐ興奮する 緊張しすぎ, 迷い, 集中できず, 気づかない おどおどする, なんとなく弱気 転換わるい, 無我夢中, 反応にぶり, もたつく ぼんやり, 勘違い 突飛, ぶつぶついう, はな唄まじり, 状況を全く考慮しない	評 価 値
	走 行 中 の 印 象		